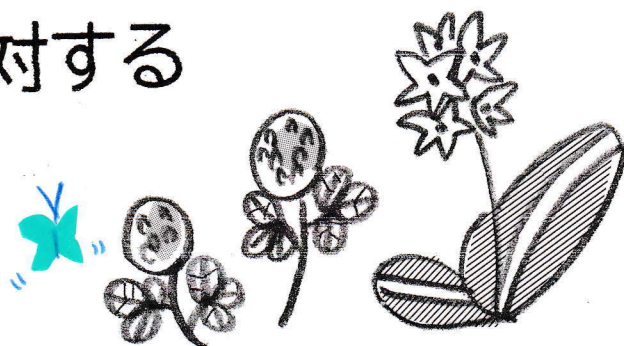




# 『町田市議会 6会派と、諸派への、 再 公開質問状』に対する 回答結果について



はじめに

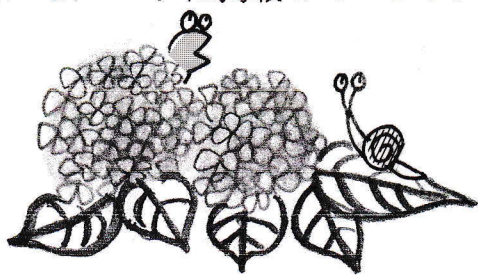
2024 年 2 月 29 日、東京地方裁判所(品田幸男裁判長)において、2014 年～2017 年度の政務調査費と政務活動費の支出のうち約 1007 万円を違法として返還を命ずる判決が言い渡され、確定してから 3 か月が経過しております。

私たちは、第 1 回町田市議会定例会の冒頭あるいは会期中に、町田市議会としてこの判決についてのコメントがあるものと思っておりましたが、残念ながら何のコメントもありませんでした。

このため、さる 4 月 12 日に町田市議会議長あてに公開質問状を出させていただきました。政務活動費の違法支出を繰り返さないためには、再発防止のための対策を講ずることが必要不可欠です。この点について、議会として今後どのような対応策を講じられるのかを具体的に明らかにしていただきたい、という趣旨です。町田市議会議長に回答を求め、5 月 10 日付で回答が届きましたが、その 4 行の回答には、質問項目 1～5 についての回答はありませんでした。

そこで、5 月 20 日各会派の皆様から直接回答をしていただきたく、再質問状の回答用紙を送付し、この度、町田市議会全会派より回答をいただきました。お忙しい中、回答をお寄せくださいまして、ありがとうございました。

そして、町田市政を考える会・草の根を応援してくださっている皆様には、取り急ぎ、回答表をつくり、私たちのコメント(回答についての草の根コメント その 1)を付して、お知らせいたします。なお、回答の原文はそのまま PDF にし、ホームページに掲載しています。是非ご覧ください。



2024 年 6 月 12 日

町田市政を考える会・草の根



## 町田市議会6会派と、諸派への、再公開質問状に対する回答結果

2024年6月12日



| 会派名                                                                                                | 日本共産党<br>細野龍子<br>佐々木智子<br>田中美穂<br>殿村健一 | 無所属<br>松岡みゆき<br>吉田つとむ<br>新井よしなお | 諸派<br>おぜき重太郎<br>矢口まゆ                | 諸派<br>秋田しずか                  | 諸派<br>中川幸太郎  | まちだ市民クラブ<br>公明党<br>自由民主党<br>選ばれる町田をつくる会<br>諸派 熊沢あやり |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------|
| 質問要旨                                                                                               | 回答 評価                                  | 回答 評価                           | 回答 評価                               | 回答 評価                        | 回答 評価        | 回答 評価                                               |
| 1、証憑類に支出した議員の名前を明記すべきことについて                                                                        | ○                                      | ○                               | ○                                   | ○<br>※領収書を発行できない場合の対応はあるのでは。 | ○            | ×                                                   |
| 2、①会計帳簿については支出した議員名を記録し、これを市民に公開すべきこと、また、②会計帳簿の様式を統一すべきことについて                                      | ①○<br>②×                               | ×                               | ①○<br>②×                            | ①○<br>②×                     | ①○<br>②×     | ×                                                   |
| 3、①「議会改革調査特別委員会」に置いて今回の事件のようなことの再発防止のためのルールを運用指針に盛り込むべきこと、その際②パブリックコメントなど、市民意見を反映させる手続きを踏むべきことについて | ①△<br>②○                               | ○                               | ○                                   | ○                            | ○            | ×                                                   |
| 4、上記3に関連して、外部の専門家などによる専門委員会などチェック体制を構築すべきことについて                                                    | ○                                      | ○                               | ○                                   | ○                            | ○            | ×                                                   |
| 5、2018年度以降の支出について今回の判決で違法とされた支出と同様の支出についてこれを町田市に返還すべきことについて                                        | △<br>返還の期限なし                           | △<br>返還するのであれば期日が必要             | △<br>「修正手続き」とはなにか？「修正手続き」が「返還」であれば○ | △<br>ただちにとは？返還の期限なし          | △<br>返還の期限なし | ×                                                   |

## 回答についての草の根コメント（その1）

## ◆1の、『議員名を期すこと』について

まちだ市民クラブ会派等4つの会派の回答は、無内容の文言のみ。



## ◆2の、『会計帳簿』について

まちだ市民クラブ会派等4つの会派以外の5つの会派全てが、「会計帳簿については現在すでに書式が統一されている」と述べている。公開されている町田市議会政務活動費の全ての会派の会計帳簿には、「整理番号」「日付」「支出内容」「金額」「備考（数量等）」の欄がある。これが「会計帳簿の様式が統一されている」の正体。もちろん、支出した議員名は無し。帳簿には、4月1日から始まるのではなく、突然6月の日付や、1月の日付から始まったりと、およそ、『会計帳簿』についての市民の常識からかけ離れたもの。これでは、税務署では通用しない。『会計帳簿』がどういうものなのか、この「学び」は急務。



ワタシ

カエデノタネ

## ◆3の、『議会改革調査特別委員会を置いて』の項目について

まちだ市民クラブ会派等4つの会派が、文言を統一し、「然るべき委員会」と回答。「然るべき委員会」とは何のことだか、さっぱりわからない。具体的に「議会改革調査特別委員会」と回答すると、「やらざるを得ない」となるので、これまた無内容の文言を並べただけ。



カゼニノットプロ!

マチダシギカイ

カイカクニジャンプ

2024.6.12  
カエデノタネ

## ◆5の、『今回の判決で違法とされた支出と同様の2018年度以降の支出の返金』の項目について

まちだ市民クラブ会派等4つの会派以外の会派は、判決に従って返金の意思表示をしたのだが、期限を示さないものは、「返金する」意志が無いと同じ。具体的に、1カ月以内とか、2か月以内とか明記すべき。